

## 霧島ジオガイドネットワーク ガイド活動に関する規程

(目的)

第1条 霧島ジオガイドネットワーク会員のガイド活動に関し、利用者を安全に無理なく案内できるガイドの適正配置、利用者への安全対策や自然保護活動への協力体制、料金等を定めるものである。

(利用者への説明)

第2条 ジオガイドは次の各号について、案内開始前等において利用者へ説明を行う。

(1) 利用上の注意点

霧島における利用上の注意点

(国立公園ルール、湿原への踏み込み禁止、ゴミの持ち帰り等)

(2) その他

コース、主たるガイド内容等

(利用地域)

第3条 ジオガイドは原則、次ぎの各号における地域を利用しガイドを行う。

(1) 山麓地域 里地、里山における整備された道、および湖沼、湿原等における整備された自然観察路等のみを利用し、私有地への立ち入りは行わないこととする。

(2) 山岳地域 山地、高原等における整備された登山道や遊歩道等で、原則、管理者のいる登山道のみを利用する。但し、緊急時はこの限りではない。

(3) その他 案内において必要と考えられる地域。

(ガイドの適正配置「ガイド・レシオ」)

第4条 ジオガイドは次の各号においてそれぞれ適正に配置することとする。

(1) 山麓地域等

原則、ガイド1人あたりの催行人数は、15名までとする。(1:15)

但し、随行等がいる場合はこの限りではない。

(2) 山岳地域等

原則、ガイド1人あたりの催行人数は、10名までとする。(1:10)

但し、随行等がいる場合はこの限りではない。

(登山届)

第5条 山岳地域をガイドする際は、登山前に必ず登山届等をビジターセンターもしくは入山口の投函場所へ提出する。

(参加者の安全及び自然への配慮)

第6条 参加者の安全及び自然への配慮のため、ジオガイドは次の各号に留意する。

- (1) ガイドを行う際は、参加者の安全に配慮するとともに、登山道や植生の保護に配慮し、定められたルートを歩く
- (2) 山岳地域をガイドする際は、携帯トイレを携行する

(危険回避・事故対応)

第7条 事故等に対応するため、ジオガイドは次の各号を遵守することとする。

- (1) 個人で傷害保険および賠償責任保険に加入する
  - (2) 事故発生時は、速やかに消防・警察等へ通報する
- (ガイド料金等)

第8条 ガイド料金等について、次のとおり定める。

- (1) 実施ガイドコース、料金は公表することとする。また、追加料金がある場合には、併せて公表するとともにガイド開始前に利用者へその旨説明することとする。  
コース別の料金については、別に定める。
- (2) ガイド料金の受け取りは、個人にて受け取り、領収書を必ず発行することとする。

(個人情報)

第9条 ジオガイド活動において知りえた個人情報は、決して他人に漏洩しないこととする。

(霧島の美化、自然保護への貢献)

第10条 ジオガイドは霧島の美化、自然保護へ貢献すべく、次の各号に協力する

- (1) 清掃活動
- (2) 自然保護
- (3) その他美化、自然保護へ貢献できると認められる活動

(引率者の所持する装備)

第11条 ツアー登山の引率にあたり、原則、下記の装備を所持する。但し、天候、季節、コースの状況等により流動的に対応することとする。また、ガイドとしてふさわしい着装を常に心がけることとする。

- (1) 予備の飲料水
- (2) 非常食
- (3) 非常用衣類等
- (4) 器具類
- (5) 救急備品類
- (6) その他

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年3月24日から施行する。